

新型コロナウイルス感染症患者の発生について (令和4年11月17日16時00分現在)

新たに県内で891名の新型コロナウイルス感染症患者が確認されました。
これまでの県内の発生患者の累計は258,662名となります。

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正により、令和4年9月26日より全国一律で発生届の対象を限定する
取り扱いが適用されました。本県においても、令和4年9月12日付け 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「Withコロナの新たな
段階への以降に向けた全数届出の見直しについて」に基づき、9月26日より運用を開始し、9月27日より公表資料の記載内容を変更しております。
(医療機関および検査キット配布・陽性者登録センターからの報告に基づき、日ごとの患者の総数および日ごとの患者の年代別の総数を公表いたします。
なお、報告方法が変更されたことに伴い、居住地ごとの集計・自宅療養者数の集計は廃止しております。)

1. 本日確認された陽性患者の状況

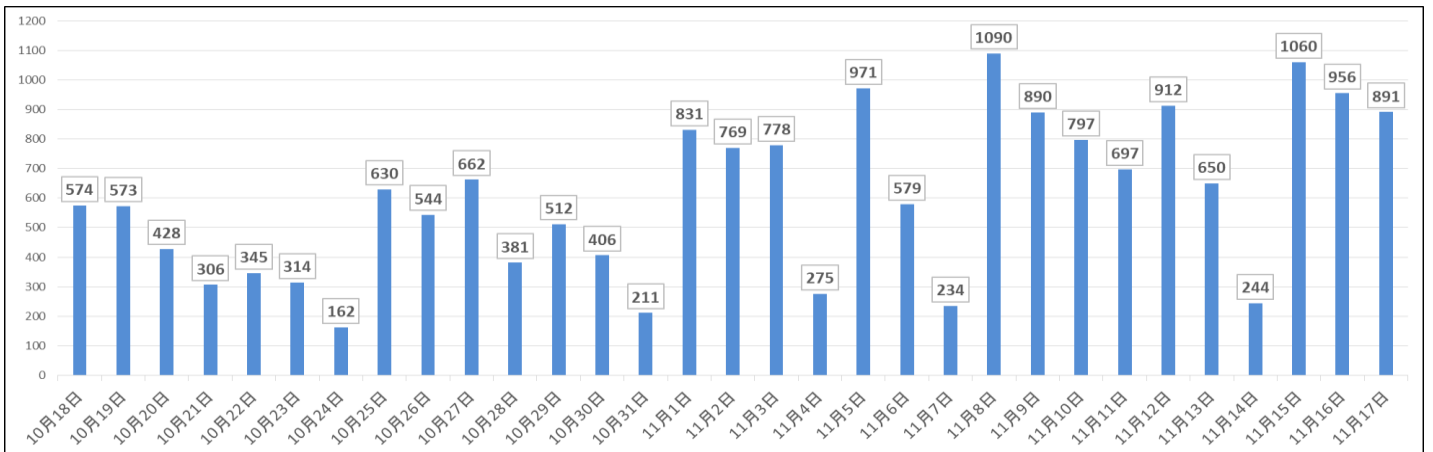
	10歳未満			10代	20代	30代	40代	50代	60代		70代	80代	90歳以上	合計
	0歳	1~4歳	5~9歳						60~64歳	65~69歳				
総数	4	29	64	136	119	136	153	105	36	17	43	42	7	891
①	3	25	56	111	103	118	121	85	27	17	43	42	7	758
②	1	4	8	25	16	18	32	20	9					133

- ① 医療機関で診断した新型コロナウイルス感染症患者数
② 検査キット配布・陽性者登録センターで登録した新型コロナウイルス感染症患者数

2. 現在の各指標の状況

現時点の確保病床の占有率※1	49.9%	※1現時点の確保病床の数、373床に対する割合
最大確保病床の占有率(レベル判断指標)※2	37.1%	※2最大確保病床数(ピーク時に確保予定である病床数)、501床に対する割合
うち重症者用病床の最大確保病床の占有率(レベル判断指標)※3	9.6%	※3最大確保病床数(ピーク時に確保予定である病床数)、52床に対する割合
直近1週間における人口10万人当たりの新規報告数	382.6人	
直近1週間と先週1週間の陽性者数の比較※4	多い	※4直近1週間の陽性者数が先週1週間に比較して多いか少ないか

3. 公表日別流行曲線



4. 県内病床の状況

	病床数	入院者数	入院者数			空床数
			県内発生	内、重症者数	その他	
総数	373	186	168	5	18	187
前日比	0	4	3	0	1	▲ 4

現在の入院患者(県内発生)の年代・症状

年代	症状			合計
	軽症	中等症	重症※	
10歳未満	4	1	0	5
10代	2	1	0	3
20代	4	2	0	6
30代	7	0	0	7
40代	3	0	1	4
50代	9	0	1	10
60代	8	0	1	9
70代	18	8	0	26
80代	43	20	0	63
90歳以上	19	14	2	35
合計	117	46	5	168

※重症:ICUに入室または人工呼吸器・ECMO(体外式膜型人工肺)が必要

5. 県内宿泊療養施設の状況

	宿泊療養 部屋数	療養者数	療養者数		その他	空数
			県内発生	県外発生		
総数	631	81	81	0	12	538
前日比	0	13	13	0	▲ 16	3

6. PCR等検査陽性率・検査数

直近1週間のPCR等陽性率※	54.1%	※報告受領件数(抗原検査を含む)に基づく陽性率 自己検査・無料検査は含れません。
PCR等検査数(直近1週間分)	9,702件	

	検査数 (PCRおよび抗原検査の総数)
累計	1,034,405件
前日比	1,160件

7. クラスターの発生状況について(過去1週間)

クラスター名	発生市町	累計	公表日
介護関連事業所264	大津市	10人	11月11日
介護関連事業所265	湖南市	7人	11月11日
介護関連事業所266	大津市	6人	11月13日
介護関連事業所267	大津市	9人	11月13日
保育関連施設123	多賀町	6人	11月14日
介護関連事業所268	野洲市	6人	11月14日
介護関連事業所269	守山市	6人	11月14日
介護関連事業所270	甲賀市	13人	11月14日
介護関連事業所271	高島市	29人	11月14日
介護関連事業所272	大津市	5人	11月14日
介護関連事業所273	豊郷町	6人	11月15日
介護関連事業所274	愛荘町	7人	11月16日
介護関連事業所275	長浜市	9人	11月17日

8. 本日確認された陽性患者の死亡について

本日、お亡くなりになった方の公表はありません。

県では、感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症の予防のための情報の公開を行います。同第2項の規定により個人情報の保護に留意する必要があります。この情報の取り扱いに当たってはプライバシー保護に御配慮ください。また、感染者を特定しようとする行為は、差別や嫌がらせにつながる恐れがあります。感染された方々やその御家族に対する配慮や思いやりの気持ちをもって行動していただきますよう強くお願いいたします。

今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、県民の皆様への正確な情報提供に御協力をお願いします。